

■債権譲渡フロー

補足説明資料

市が定める債権譲受人
(※1)への債権譲渡か

(Yes)

契約書
第5条第1項

・地域建設業経営強化融資制度

「地域建設業経営強化融資
制度の運用について」に従
い、市に対し債権譲渡の申
請を行う

・下請セーフティネット債務保証事業
・売掛債権担保融資保証制度
・その他の融資制度

※申請様式はこちらにある

「工事請負代金債権譲渡
の承諾に係る取扱要領」に
従い、市に対し債権譲渡の
申請を行う

(No)

【提出必要】

資金が不足することを疎明する資料
(契約履行体制調査マニュアル)

(資金不足が
確認できた)

・独自の融資制度

申請を行う

契約書
第5条第3項

令和2年4月1日の民法改
正に伴い、新たに追加

(資金不足が
確認できない)

債権譲渡できない

※1 「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」第4条第2項(1)(2)、「地域建設業経営強化融資制度の運用について」第5条に定める債権譲受人